

【別紙 2】

入札心得

- 1 入札参加者は、本心得・仕様書その他契約に必要な条件を承諾の上入札してください。
- 2 入札に関連する図書等の閲覧や現地の確認については公益財団法人とかち財団総合企画部事業創発支援グループにお問い合わせ下さい。
- 3 入札代理人により入札する場合は、入札前にその委任状を提出して下さい。なお、入札書には入札参加者の住所、氏名等と代理人の氏名を併記し、代理人の印鑑（委任状で届け出た印鑑）を押印して入札するものとします。
- 4 入札参加者は、入札書に必要な事項を記載し、記名押印の上、自己の氏名を表記した封書に入れて提出するものとする。
- 5 以下に該当する入札は、無効とし、再度の入札には参加できません。
 - (1) 所定の日時まで所定の場所に到着しない入札
 - (2) 記名押印を欠く入札。
 - (3) 金額その他記載事項が脱落若しくは不明瞭で、入札書の内容が確認できない入札。
 - (4) 同一の入札について2以上の入札書を提出した入札。
 - (5) 代理人を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札。
 - (6) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札。
 - (7) 談合その他不正な行為によって行われたと認められる者のした入札。
- 6 開札は入札の終了後直ちに行い、予定価格制限範囲内の最低価格をもって入札した者を落札者とします。しかしその価格が、契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、または公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格制限範囲内の他の最低価格入札者を落札者とすることがあります。
- 7 開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度の入札（2回を限度）を行います。
- 8 落札となるべき同価の入札をした者が2以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。なお同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退できません。
- 9 落札者は、入札後この入札心得及び仕様書等の不知・不明を理由として、異議を申し立てることはできません。